

サービス産業動向調査の民間競争入札の導入について（案）

平成23年12月14日
総務省統計局

1 調査の実施状況

サービス産業動向調査（以下「本調査」という。）は、GDPベースで約7割を占める第3次産業のうち、これまで統計の整備が十分でなかったサービス産業を調査対象として、その動向を包括的かつ適時に把握するため、平成20年に創設した新しい調査であり、全国約39,000事業所の売上高（収入額）及び従業者数を毎月調査する標本調査である。

前年同月比の集計が可能となった平成21年12月に初めて公表を行い、それ以降、毎月、売上高と従業者数の結果を公表している。

本調査の郵送調査の回収率（調査月の5か月後の確報時点）は、調査開始以降、60%を若干超える程度で推移していたものの、平成22年以降、委託している民間事業者の電話催促等による回収率向上策、国による業界団体や調査対象企業への回答依頼などの効果もあり、65%を超えて推移している。

また、本調査の調査員調査の回収率（調査月の5か月後の確報時点）についても、調査開始以降、50%程度で推移していたものの、平成22年以降は回収率向上策の効果もあり、70%を超えて推移するなど改善してきている。

2 調査の見直しについて

本調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「調査開始（平成20年7月から）以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る」とされ、創設から3年余りを経て、データの蓄積が進む一方で課題も明らかになりつつあり、精度をよりいっそう向上させるための検討が必要とされてきた。

このような状況を踏まえ、サービス産業統計研究会（平成21年10月から平成23年6月）において、調査の見直しについて検討を行い、その結果を踏まえ、平成25年1月から本調査を行うこととしている。

（1）見直しの趣旨

本調査は、「サービス産業全体の生産・雇用等の状況を概括的に把握できる統計であること」を基本としており、①産業網羅的に、②小規模企業及び個人企業も把握することで、サービス産業全体の母集団推計が可能な月次動向を把握するサービス産業に係る統計といえる。月次統計については、この特長を活かしつつ、さらに精度の向上を図るべく検討を行った。

また、「公的統計整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的な考え方」（平成22年6月18日統計委員会）において、「年次での構造把握が未整備な分野への対処など、サービス産業関連の統計整備について一層の推進が求められている」とされたことを踏まえ、年次統計についても併せて検討を行った。

（２）見直しの概要

本調査の見直しについては、月次調査の精度向上の観点から企業単位の調査を一部導入するとともに、月次の統計調査の一部を拡大（拡大調査）し、年次で都道府県別の活動を把握することとする。これにより、サービス産業全体の生産・雇用等の概括的な統計として、売上高の時系列的・地域的把握の整備を進め、もって経済センサス活動調査を中心とするサービス産業関連統計の体系的整備の推進にも資する。

また、事業従事者数 10 人未満の事業所に対する調査員調査を原則、郵送調査に変更し、督促しても一定期日までに郵送提出がないもの等については、回収率を確保するため、必要に応じて、調査事業所を直接訪問して調査票の回収を行うこととする。

次回の委託については、標本調査の対象となる事業所が 2 年毎に一斉に交代することから、平成 25 年 1 月から 26 年 12 月分の調査を対象（契約期間は平成 24 年 7 月から平成 27 年 3 月までを予定）とする。

３ 民間競争入札の導入について

本調査については、「公共サービス改革基本方針」（平成23年 7 月15日改定（閣議決定））において、平成24年度から平成27年度までの事業を「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）の対象業務とすることの検討を行い、法の対象業務とした場合には民間競争入札を実施するための計画を平成23年12月末までに策定するとされた。

これまでも本調査は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の 3 第 1 項の規定に基づく総合評価落札方式による一般競争入札（国庫債務負担行為による複数年契約）により民間委託を実施している。この総合評価落札方式による一般競争入札の手続は民間競争入札とほぼ同等であり、仕様書案に対する意見招請（意見招請時にも説明会を開催）はもとより、外部専門家を含む企画書審査会の開催、技術点の開示等を行うことで透明性・中立性・公正性を確保している。また、本件に係る競争入札は適切に行われており、既に相当のコスト削減が図られている。

見直し後の平成 25 年 1 月から 26 年 12 月分の調査については、企業調査の一部導入など、これまで以上に民間事業者の創意工夫を促進することが必要であり、この点民間競争入札は積極的な情報開示を行うことにより、民間事業者の創意工夫を促進する効果が見込まれることから、公共サービス改革法に基づく民間競争入札により民間委託を実施することとしたい。

サービス産業動向調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）

1 業務の概要

サービス産業の生産・雇用等の動向を把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上、サービス産業に係る政策の企画立案及び民間における研究分析や経済活動の意思決定等に資することを目的として、毎月実施している。

（１） 調査の期日

毎月実施する月次調査について、月を単位とする売上高（収入額）は月間、事業従事者数は月末に最も近い営業日時点。また、6月に月次調査と併せて行われる拡大調査について、年を単位とする売上高（収入額）は原則暦年、事業従事者数は調査を実施する6月末に最も近い営業日時点。

（２） 調査対象

調査対象は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に掲げる大分類「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」（中分類「71 学術・開発研究機関」及び細分類「7282 純粋持株会社」を除く。）、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」（小分類「792 家事サービス業」を除く。）、「O 教育、学習支援業」（中分類「81 学校教育」を除く。）、「P 医療、福祉」（小分類「841 保健所」、「851 社会保険事業団体」及び「852 福祉事務所」を除く。）、「R サービス業（他に分類されないもの）」（中分類「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「96 外国公務」を除く。）を主産業とする全国の企業、会社以外の法人、団体及び事業所。

※公的機関も含まれる。また、中分類毎に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」は調査対象から除く。

（ア） 企業等

資本金・出資金・基金（以下「資本金等」という。）が1億円以上の会社企業（調査対象産業を主業とするもの）を悉皆層とする。以下の産業については、資本金等が1億円未満の企業等についても調査の客体とする。

(a) 中分類「42 鉄道業」は、資本金等が1億円以上の会社企業であるか否かにかかわらず、鉄道業を行う事業所を傘下におく企業等を全て悉皆層とする。

(b) 中分類「46 航空運輸業」及び「49 郵便業（信書便事業を含む）」並びに小分類「371 固定電気通信業」、「372 移動電気通信業」及び「381 公共放送業（有線放送業を除く）」の各産業は、資本金等が1億円未満の企業等についても全て悉皆層とする。

（イ） 事業所

（ア）において調査対象とされた企業等の傘下でない事業所について、事業従事者規模（10人未満、10人～29人、30人～49人、50人～99人、100人～199人、200人～299人、300人～499人、500人以上）ごとに層化抽出する（中分類「42 鉄道業」、「46 航空運輸業」及び「49 郵便業（信書便事業を含む）」並びに小分類「371 固定電気通信業」、「372 移動電気通信業」及び「381 公共放送業（有線放送業を除く）」を除く。）。

また、事業所を抽出する場合、一定規模以上の層を悉皆層とする。

（３） 調査の事項

調査開始１か月目は、調査客体の種類（企業等、事業所の２種類。以下同様。）に応じて「１か月目用調査票」を用い、調査開始２か月目以降は調査客体の種類に応じて「月次調査票」を用いる。また、拡大調査は調査客体の種類に応じて月次調査票に加え「拡大調査票」を用いて調査を実施する。

＜企業等＞

① １か月目用調査票（企業等用）

事業従事者数及び内訳〔調査月及び前月〕、月間売上高（収入額）及び事業活動別内訳〔調査月及び前月〕、事業活動別需要の状況〔調査月〕

② 月次調査票（企業等用）

事業従事者数及び内訳〔調査月〕、月間売上高（収入額）及び事業活動別内訳〔調査月〕、事業活動別需要の状況〔調査月〕

③ 拡大調査票（企業等用）（年１回）

経営組織及び資本金等の額、売上高（収入額）の計上期間、年間売上高（収入額）及び事業活動別都道府県別内訳、事業活動別事業従事者数及び内訳

＜事業所＞

④ １か月目用調査票（事業所用）

事業所の主な事業の種類、事業従事者数及び内訳〔調査月及び前月〕、月間売上高（収入額）〔調査月及び前月〕、需要の状況〔調査月〕

⑤ 月次調査票（事業所用）

事業従事者数及び内訳〔調査月〕、月間売上高（収入額）〔調査月〕、需要の状況〔調査月〕

⑥ 拡大調査票（事業所用）（年１回）

経営組織及び資本金等の額、事業所の主な事業の種類、売上高（収入額）の計上期間、年間売上高（収入額）等、事業従事者数及び内訳

（４） 調査客体数

毎月：約１．２万企業等及び約２．６万事業所

拡大調査月（年１回）：約１．２万企業等及び約７．２万事業所（毎月を含む）

（母集団（21年経済センサス－基礎調査）：約１．２万企業等及び約２７５万事業所）

（５） 調査方法

（ア）郵送調査

原則として、調査票の配付・回収ともに毎月郵送で実施する。

ただし、調査事業所のうち事業従事者数１０人未満の事業所については、必要に応じて調査事業所に直接訪問し、未回収の調査票の回収を行う。

（イ）オンライン調査

調査企業及び事業所の申出により、オンラインによる報告を認める。

２ 入札の対象範囲

実査準備（調査企業等・事業所等名簿の整備、調査関係書類・用品の作成・印刷（郵送調査及びオンライン調査））、実査（調査企業等・事業所の所在確認・協力依頼、調査関係書類・用品の配付（郵送調査及びオンライン調査）、調査方法変更対応（郵送調査及びオンライン調査）、廃業企業等・事業所報告、調査終了通知、代替事業所選定、調査客体からの照会対応及び調査票の回収・督促）、審査（調査票検査、調査客体への疑義照会、調査事業所への被調査確認、調査員の管理・監督及び調査票の電子化）。

3 入札等の実施予定時期

平成24年4月頃を目途に入札公告し、平成24年7月から落札者による事業を実施する予定。

4 契約期間

契約期間については、複数年の委託期間とすることによって、業務経験を生かした民間事業者の創意工夫を促し、統計の質の維持及び向上を図ることから、平成24年7月から平成27年3月までの2年9か月を予定している。

なお、対象の調査期間は、平成25年1月分から平成26年12月分である。

「公共サービス改革基本方針」（抄）

（平成23年7月15日改定（閣議決定））

（別表）

5. 総務省

（１）統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
ウ サービス産業動向調査	サービス産業動向調査の平成24年度から平成27年度までの事業を法の対象業務とすることについて検討を行う。 検討の結果、法の対象業務とすることとした場合には、民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成23年12月末までに策定する。

サービス産業動向調査の回収率の状況

年 月	郵送調査 (確報)%	調査員調査 (確報)%
平成21年1月分	62.4	49.5
2月分	63.1	51.2
3月分	63.3	51.5
4月分	63.4	52.2
5月分	64.1	59.9
6月分	64.0	66.6
7月分	63.5	66.8
8月分	63.0	70.0
9月分	63.2	69.7
10月分	63.3	72.5
11月分	62.5	72.7
12月分	63.7	72.4
平成22年1月分	66.2	67.1
2月分	66.2	68.0
3月分	67.1	71.8
4月分	67.8	70.9
5月分	68.2	72.0
6月分	68.3	73.2
7月分	68.0	73.9
8月分	67.1	73.8
9月分	67.3	76.1
10月分	67.2	77.1
11月分	65.6	76.1
12月分	63.7	75.0
平成23年1月分	63.2	70.6
2月分	62.1	68.4
3月分	62.7	68.2
4月分	64.2	69.3
5月分	64.1	73.0
6月分	64.7	73.3

※ 回収率の目標値（最低限）は、郵送調査 65%、調査員調査 80%としている。

[illegible]

(※1) 平成21年調査までは、全ての約3.9万事業所が対象。平成22年調査は、約3.9万事業所のうち約1.5万事業所が対象。

(※2) 平成22年調査は、約3.9万事業所のうち約2.4万事業所が対象。平成23年調査は、全ての約3.9万事業所が対象。平成24年調査は、

約3.9万事業所のうち約1.5万事業所が対象。

(※3) 平成24年調査は、約3.9万事業所のうち約2.4万事業所が対象。

(※4) 平成25年及び26年調査は、全ての約1.2万企業及び約2.6万事業所（拡大調査月（6月）は約7.2万事業所）が対象。